様式２

令和　　年　 月　 日

カシューナッツの義務化等に向けた検査法の開発業務一式

消費者庁食品表示企画課担当者　殿

誓　約　書

弊社は、令和５年度カシューナッツの義務化等に向けた検査法の開発等業務（以下「本事業」という）の実施に当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

１．本業務の方針を良く理解し、受託業者及び消費者庁食品表示企画課担当者の方針に従うこと。

２．下記の条件に留意の上、業務遂行に当たること。

（１）たんぱく質化学や分子生物学の専門知識や経験を有し、またそれらに基づく食物アレルギー検査法の開発能力があること。

（２）審査のある学術雑誌への掲載の経験があること。

（３）自社（グループ会社を含む）で製造・販売している加工食品のアレルギー表示による管理の重要性を理解し、それを積極的に対応できる意欲と能力を有していること。

（４）カシューナッツを原材料とした加工食品を製造・加工し、その原材料供給や種類・品種に精通していること。

３．分析方法の開発及びその検査法の妥当性確認試験を行い、結果を精査する国立医薬品食品衛生研究所と連携すること。

４．その他

（１）開発した技術の全て又はその一部についての特許について、他の検査法開発事業者に配慮すること。特許出願をする場合には、消費者庁食品表示企画課担当官に連絡すること。

（２）受注業者により定められた期日までに、仕様書に定める事項を確実に行い、成果物を納入すること。成果物として納入した成果物に契約不適合が発見された場合に補修すること。

（３）検査法開発事業者は、本事業で知り得た情報を第三者に漏えいしないこと。

（４）（１）の場合を除き、本事業のデータ等を本事業の目的以外に使用しないこと。また、本事業のデータ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、発注者の指示に従うこと。

（５）開発された技術について、公定法に採用される場合、地方公共団体等が検査のためにこの技術を用いるに当たって、使用料の支払いなど特許に基づく負担が生じることにならないようにすること。

（６）契約期間中及び契約期間終了後においても、業務実施に際して知り得た発注者の事業上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用しないこと。

検査法開発事業者名

代表担当者名